様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

（単位：円）

役務の種類	移動電気通信役務																							
	音声伝送役務															データ伝送役務								
	音声伝送交換機能			ＭＮＰ転送機能			ＳＭＳ伝送交換機能			その他			合計			データ伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産																								
有形固定資産（帳簿価額）																								
機械設備																								
空中線設備																								
通信衛星設備																								
端末設備																								
市内線路設備																								
市外線路設備																								
土木設備																								
海底線設備																								
建物																								
構築物																								
機械及び装置																								
車両及び船舶																								
工具、器具及び備品																								
休止設備																								
土地																								
リース資産																								
建設仮勘定																								
有形固定資産合計																								
無形固定資産																								
海底線使用権																								
衛星利用権																								
施設利用権																								
ソフトウェア																								
のれん																								
特許権																								
借地権																								
リース資産																								
その他無形固定資産																								
無形固定資産合計																								
電気通信事業固定資産合計																								

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項第４号に掲げる機能をいう。

２　「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。

３　「データ伝送役務」の欄には、携帯電話及びＢＷＡに係るもののみを記載すること。

４　「データ伝送役務」の欄は、携帯電話、ＢＷＡ等の区分の別に従い、レートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。

５　「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項各号に掲げる部分の接続料（同項第３号に掲げる部分について、同令第13条第２項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同項第３号に掲げる部分の接続料について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。